

	10/8	10/2	
	平	田	

国総施環第109号
平成22年10月5日

一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省 総合政策局
建設施工企画課 長



より排出ガスの少ない建設機械の使用について

建設工事の施工に伴って建設機械から排出される排出ガスの低減、及びトンネル坑内作業の環境改善を目的として、平成4年度より排出ガス対策型建設機械の指定を開始するとともに、平成8年度より建設省（現国土交通省）が発注する直轄工事においてその使用を原則化し、排出ガスの少ない建設機械の普及、使用を図ってきたところです。

排出ガスの基準値として、これまで第1次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械を使用の原則としておりましたが、排出ガス対策をさらに進めていくことを目的に、来年度以降、対象機種ごとに順次この基準値を引き上げ、第2次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械の使用を原則化することとしております。（詳細は別紙）

つきましては、来年度以降、対象機種を使用する場合、第2次基準値又はこれよりも優れた排出ガス対策型建設機械の使用に努められるよう、貴会傘下の関係会員に対し、ご指導のほどよろしく申し上げます。

より排出ガスの少ない建設機械の使用について(案)

別紙

1. 直轄工事における使用原則化する排出ガス基準の引き上げ

- 建設機械の稼働に伴う環境影響負荷のさらなる低減及びトンネル坑内作業等の作業環境のさらなる改善等を目的として、直轄工事で使用を原則化している排出ガス対策型建設機械の排出ガス基準を第1次基準から第2次基準へ引き上げを実施。
- 今後、土木工事共通仕様書(案)の改定時に反映することを調整。平成23、24年度は特記仕様書(案)への反映まで。
- 平成23年度から適用の機種は土木工事標準歩掛等へ平成23年度から反映することで調整。
- 基準値の引き上げ機種及び適用時期は下表のとおり。
- なお、適用は平成23年4月1日以降に入札公告等を行う工事から対象。

変更時期	平成23年4月～	平成24年4月～	平成25年4月～
引き上げされる対象機種	①一般工事用機械 ・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ (エンジン出力8kW以上～560kW未満が対象) ②トンネル工事用機械(※1) ・バックホウ(大型ブリーカ含む) ・ホイールローダ ・ダンプトラック(No未取得車) ・トラックミキサ(No未取得車) (エンジン出力30kW以上～560kW未満が対象)	①一般工事用機械 ・発電発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット ・振動ローラ ・ラフテレーンクレーン (エンジン出力8kW以上～560kW未満が対象)	左記①及び②
原則化排出ガス基準値	第2次基準値又はこれよりも優れるもの(※2) 特記仕様書にて規定	第2次基準値又はこれよりも優れるもの(※2) 特記仕様書にて規定	第2次基準値又はこれよりも優れるもの(※2) 土木工事共通仕様書(案)にて規定

・現在使用原則の対象となっているタイヤローラ、ロードローラ、ドリルジャンボ(トンネル工事用)、コンクリート吹付機(トンネル工事用)は引き上げを行わない。

※1 一般工事用建設機械の黒煙濃度基準値を1/5以下で満足し、指定されている建設機械。
 ※2 次ページ、「2. 使用原則化する排出ガス基準値を満たす建設機械等」による。

2. 使用原則化する排出ガス基準値を満たす建設機械等 (※2)

次のいずれかの建設機械

- ・排出ガス対策型建設機械の指定制度における、第2次基準値又は第3次基準値指定建設機械。
- ・指定建設機械の一覧は国土交通省ホームページへ掲載。(四半期毎に更新)
(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsussekou/kankyou/haigas.htm>)
- ・オフロード法に基づく届出がされている特定特殊自動車又は少数生産車として承認された建設機械。
- ・道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準(平成15年規制以降)に適合して登録された特殊自動車。

排出ガス対策型建設機械指定ラベル

	第1次基準 (指定開始：114～)	第2次基準 (指定開始：113～)	第3次基準 (指定開始：118～)	
一般工専用				
トンネル工事用				

オフロード法基準適合ラベル

平成18年10月からの 規制適合	平成23年10月からの 規制適合

3. より排出ガスの低減された建設機械への買換促進制度

- ・日本政策金融公庫による特別利率での融資制度。(融資対象は、排出ガス第3次基準を満たした建設機械又はオフロード法の基準適合表示の付された建設機械。)

4. 監督職員等との協議事項について

- ・災害時の緊急工事、応急復旧工事に使用する場合。
- ・特殊工法等、発注者が指定した機種において、第2次基準値又はこれよりも優れた建設機械の普及率が極少の場合。
- ・情報化施工導入工事においては、第2次基準値又はこれよりも優れた建設機械の調達が困難な場合。
- ・第2次基準値又はこれよりも優れた建設機械の調達(購入、レンタル等)がどうしても困難な場合。

5. 監督職員等が確認する事項について

- ・(指定制度における指定機械) 指定ラベルの確認、(場合により、指定型式と実車型の確認)
- ・(オフロード法届出機械等) オフロード法基準適合ラベルの確認、(場合により届出型式と実車型の確認)
- ・(道路運送車両法登録機械) (場合により車検証の確認)、オフロード法基準適合ラベルがある場合はその確認

6. 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について

- ・排出ガス対策の実効性を確保する観点から、軽油を燃料とする建設機械の使用にあたり、ガソリンスタンド等で販売されている軽油を使用することを原則化。
- ・適用は平成22年4月1日以降で入札公告等を行う工事について、特記仕様書に記載。
- ・平成23年4月より土木工事共通仕様書(案)にて規定予定。

【監督業務等】

- ・購入伝票を確認し、不正の有無を確認。(確認頻度は不正使用等の情報を得た時点とする。)
- ・不適正な燃料の使用が明らかになった場合は改善報告書の提出、及び工事成績評定の減点等の措置を実施。